

## 生涯学習・社会教育関係行事の後援等の承認および賞状交付取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、滋賀県（以下「県」という。）または、滋賀県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が他の公的機関、各種団体等（個人を除く。以下「団体等」という。）の主催する生涯学習・社会教育関係行事（県教育委員会生涯学習課所掌に係るものに限る。以下「行事」という。）の共催、協賛、後援および賞状交付（以下「後援等」という。）を行う場合の基準および手続きを定め、その事務の適正な処理を図ることを目的とする。

### (後援等の基準)

第2条 県または県教育委員会の後援等は、団体等が主催する行事であって次の各号に掲げる基準のいずれにも適合するものについて行う。

- (1) 行事を実施することによって、本県の生涯学習・社会教育の振興に大きく寄与すること。
- (2) 行事による効果が全県的に及ぶことが期待されるものであること。
- (3) 専ら営利を目的とするものでないこと。
- (4) 特定の政治団体の政治活動に関するものでないこと。
- (5) 特定の宗教団体の宗教活動に関するものでないこと。
- (6) 公共の福祉に反するものでないこと。
- (7) 団体等の構成員相互の親睦を目的とするものでないこと。
- (8) 行事の開催場所（会場）は、保健衛生、災害防止等に関する措置が講じられていること。
- (9) 行事の主催者が、過去に第4条に定める承認の取消しを受けていないこと。ただし、過去の承認取消しから相当の年数が経過しており、かつ行事開催・運営等の改善が認められる場合は、この限りではない。
- (10) 法令、規則等に違反するものでないこと。

2 前項第3号に規定する「専ら営利を目的とするもの」には、当該行事を通じて特定の物品の購入を勧誘することを含むものとする。

3 第1項第7号に規定する「団体等の構成員相互の親睦を目的とするもの」には、当該行事を通じて特定の団体の活動に勧誘することを含むものとする。

4 賞状交付については、前項各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものについて行う。

- (1) 県民に広く公募が行われ、団体等において厳正な審査が行われていること。
- (2) 賞状交付の対象となるものが、県内に在住者または所在するものであること。
- (3) 行事の内容が本県の社会教育・生涯学習と密接な関係を有するものであること。

### (後援等の申請手続き)

第3条 行事を主催する団体等が、県教育委員会の後援等を受けようとする場合は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書（様式第1号または第2号）ならびに開催要項および収支予算書を添付し、知事または県教育委員会教育長（以下、「教育長」という）に提出しなければならない。

- (1) 行事の名称
- (2) 目的（趣旨）
- (3) 主催者名（団体にあつては代表者氏名を併記すること。）
- (4) 主催者の所在地
- (5) 開催日時および場所
- (6) 参加対象者および予定人員
- (7) 内容
- (8) 参加負担金（参加料、入場料等）の有無および金額
- (9) 県または県教育委員会以外の後援等の申請先
- (10) その他申請に必要と思われる事項

- 2 賞状交付については、前項各号に掲げるもののほか、表彰の方法を記載するものとし、審査にかかる規定および功績を示す書類を添付しなければならない。
- 3 知事または教育長は、前2項の規定による申請があつたとき、前条の基準に基づき申請内容を審査し、その結果を申請者に通知する。
- 4 知事または教育長は、必要があると認めるときは、行事を主催する団体等の規約、役員名簿、活動実績等の資料の提出を求めることができる。
- 5 行事を主催する団体等は、申請した事項に変更が生じたときは、直ちに知事または教育長に届け出て、その承認を受けなければならない。
- 6 行事を主催する団体等は、後援等の名義を記載した印刷物等を、当該行事を開催するまでに提出しなければならない。

（承認の取消し）

第4条 知事または教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合にあつては、第3条の規定による承認を取り消すものとする。

- (1) 第3条に規定する申請書等に虚偽の記載があつたとき
- (2) 第3条第5項および第6項に掲げられる条件が遵守されていないと認められるとき
- (3) 第5条第1項に定める実績報告書に虚偽の記載があつたとき

(事後報告)

第5条 第3条第3項の規定により後援等の承認通知を受理した申請者は、行事終了後1ヶ月以内に同条第1項または第2項の例によって、その概要を記載した報告書(様式第3号または第4号)を提出しなければならない。

2 前項の規定による実績報告書の提出がない場合は、同一の申請者による申請および当該実績報告書に係る行事と同一の行事について申請があっても承認しない。

付 則

この要領は、平成7年2月10日から施行する。

付 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成16年11月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和2年6月2日から施行する。

付 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。